

# 平成28年度 事業計画及び収支予算

一般財団法人 国際石油交流センター

## 平成28年度事業計画(案)

### 1. 事業の基本方針

#### 1. 環境認識

##### ○現状

- (1) 昭和40、50年代(1970年代)の2度にわたるオイルショック、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災などを経て、我が国のエネルギーを支える燃料構成の割合は刻々と変化をしている中で、石油・天然ガスは変わらずエネルギー源の太宗を占めており、今後もその安定供給確保はエネルギー安全保障の要となっている。
- (2) 平成26年4月策定された第四次「エネルギー基本計画」を踏まえて、昨年7月に政府が示した「2030年度エネルギー需給見通し」においても、2030年時点の我が国の一次エネルギー供給の約30%は石油が占めるとしている。一方で、我が国は石油など化石燃料のほぼ全量を輸入に頼っている現状と、3E+Sを基本とする我が国のエネルギー政策やエネルギー需給動向を鑑みれば、石油資源をいかに安定的かつ経済的に確保できるかが重要な課題のひとつであり、調達先国の多角化や国産資源開発等による調達リスクの低減を図ることが必要とされている。
- (3) 国際原油価格は、OPECが昨年12月の定時総会で生産目標発表を見送ったことで事実上加盟各国の高水準生産を容認した。また中国経済の先行き不透明や新興国の需要伸び悩みなどによる需給緩和感によって、価格は30ドル/BBL前後まで下落した。このOPECの減産見送りの背景には、米国のシェールオイルの増産とロシアの高水準生産継続等に対して、市場シェアの確保と生産量を維持することで、原油価格下落による輸出収入減の抑制を図るねらいがある。こうした産油国間の駆け引きが影響し世界のエネルギー情勢は大きな変化を遂げようとしている。一方、我が国においては、石油製品需要の減少傾向が続いており、今後も安定的、かつ合理的に供給するためには、それを担う各企業が事業再編等による収益力の強化とともに、今後、成長が見込める海外、特にアジア地域などに対して投資を拡大していく等の施策が重要となっている。
- (4) こうした国際的なエネルギー供給の構造変化とともに我が国の状況を敏感に捉えつつ、新たな資源供給国の動静も踏まえ、国・地域別に戦略的な対応が必要である。

## ○JCCP事業の貢献と継続

- (1) 我が国の石油・天然ガスの安定供給確保のために国際交流事業は不可欠であるが、対産油・産ガス国協力は民間企業による商業ベースの努力だけでは困難である。このため、日本国政府の支援を得つつ、各産油国・産ガス国のニーズに合った石油関連産業における高度人材育成、または同産業の事業環境整備に資する技術の向上に向けた協力を積極的に実施することで、関係各国と効果的かつ実効性のある相互理解・友好関係の増進を図り、もって我が国の石油資源の安定供給確保に積極的に貢献していく必要がある。
- (2) 当国際石油交流センター（JCCP）は、昭和56年（1981年）に設立されて以来、35年間にわたり、人的・技術的交流事業を通じて世界の産油国と我が国の友好関係を築き、各国関係機関とのネットワークも充実させており、それは我が国にとって重要な財産になっている。
- (3) JCCPは、我が国の石油ダウンストリーム分野における国際協力事業を長年にわたり継続して行っている唯一の機関であり、その実績、経験及び貢献をベースとして事業を実施することで、産油国・産ガス国との更なる良好な関係の維持と新たな関係構築を計って行く。

## 2. 事業実施の基本方針

- (1) 現下のエネルギー国際情勢の大きな変化と、東日本大震災後に策定された「エネルギー基本計画」を踏まえた日本政府の新たなエネルギー政策とともに、昨年7月に発表された「2030年度エネルギー需給見通し」に示された施策の方向性等を勘案しながら事業を展開する。
- (2) 産油・産ガス国における環境変化（人口急増、環境問題の深刻化、中核・幹部候補人材の自国民化の必要性、下流産業への事業展開、自国エネルギー確保の課題等）により、産油国等側においてはJCCP及び我が国石油関係企業による協力・支援に対する期待が高まっている中で、協力の推進を通じた我が国への石油資源安定供給確保というJCCPの設立趣旨を認識し、かつ、我が国石油産業の競争力強化のための製品輸出の拡大や海外事業展開支援のため、以下の点を踏まえより効果的な事業を実施する。
  - ① 事業実施対象国の選定に当たっては、「JCCP事業対象国選定基準（別掲）」を原則としつつ事業を実施することにより、対象国石油政策関

係機関等のわが国に対する認知・評価を高めることを目的とする。

- ② 事業実施に当たっては、対象国からの要請の基であるニーズと我が国のシーズとのマッチングを的確に図り、わが国石油関係企業の強み（石油精製技術のみならず、環境、省エネ等の周辺技術等）を活かした事業展開の円滑化を支援するとの視点を考慮する。
- ③ さらに、高度人材育成はもとより人材の活用及び後継者の育成による石油産業の高度化にも貢献する。

(3) 事業の実効性を担保するため以下の点に留意する。

- ① 事業の選定に当たっては、各国の要請を踏まえた上で事業実施対象国及び優先国カテゴリーに沿って、特定の国への過度な事業の偏りが生じないように留意する。
- ② 事業実施ガイドライン、事業実施対象国及び優先国カテゴリーについては、国際石油エネルギー情勢、事業対象国の経済・社会情勢、事業対象国のニーズの変化に対応できるよう、必要に応じ適宜、見直し検討を行うこととする。
- ③ ②を踏まえ、今年度、イランおよびカザフスタンを優先国に移行する。

理由：イランについて、本年1月22日、我が国政府は国連および欧州の対イラン経済制裁解除を受け、日本も解除を決定。これに伴い、JCCPとして、関係の再強化を図る国として位置付けた。

カザフスタンについて、昨年10月、安倍総理は現地訪問時にナザルバエフ大統領との間で日・カザフスタン共同声明を発出し、経済分野等における協力関係強化を表明したことから、JCCPとして、今後、より一層の関係強化を図る国として位置付けた。

(4) 実施事業

事業目的を達成するため、前述した基本方針に沿って、以下の2つの事業を効率的、効果的かつ総合的に実施する。

産油・産ガス国高度人材育成支援等事業  
産油・産ガス国事業環境整備等事業

(別掲)

## JCCP事業対象国選定基準

1. 選定基準：下記項目を総合的に判断して事業対象国とする。

(1) 日本の石油・天然ガス等の輸出入

- 01. 原油・その製品及び天然ガスの輸入実績がある国
- 02. 原油・その製品及び天然ガスの輸出能力がある国で、将来、輸入する可能性がある国
- 03. 現在、原油・その製品及び天然ガスの輸出能力はないが、将来、輸入する可能性がある国

(2) 原油及び天然ガスの埋蔵量及び日本の権益保有・確保

- 04. 原油及び天然ガスの埋蔵量を一定以上有している国 (埋蔵量の多い国)
- 05. 日本の石油関連会社が権益を保有 (現在)、ないしは将来取得しようとする産油・産ガス国

(3) 産油・ガス国としてその他の要素

- 06. OPEC/GCC/GECF に加盟している国  
(GECF : Gas Exporting Countries Forum 加盟12ヶ国)
- 07. 地政学的に利点がある国 (地理的利点、政治的安定、戦略パートナー等)

(4) 日本の石油関連企業の事業展開等

- 08. 石油会社、石油関連インフラ会社等が事業展開を図ろうとしている、ないしは強化しようとしている国
- 09. 石油製品の輸出先である、ないしは将来輸出先となりうる国
- 10. 原油・その製品備蓄に関し日本への協力の可能性のある国
- 11. 日本の石油関連会社と資本提携のある国

(5) JCCP事業の効果とそのニーズ

- 12. 当該国の石油産業(ダウンストリーム分野)に於いて、人材育成・技術協力のニーズがある国
- 13. 日本のシーズを活用することにより石油等のエネルギー需給緩和に繋がる省エネ、地球規模環境や石油供給能力に影響の強い労働衛生・安全・環境(HSE)ニーズが高い国
- 14. 日本の貢献(JCCPが実施する事業)が一定の評価を受けることが期待でき

る国

(注1)なお、「先進国」については、事業対象国から除外した。

(注2)上記以外の国、あるいは地域に関して、特段の事情が発生した場合にはケースバイケースで判断し事業を実施することがある。

2. 事業対象国及びカテゴリー (2016年度改定)

カテゴリー	中東	アフリカ	アジア・大洋州	中南米	東ア/NIS	計
優先国	サウジアラビア アラブ首長国連邦 カタール クウェート オマーン イラク イラン		インドネシア ベトナム ミャンマー カンボジア	メキシコ エクアドル ペルー	カザフスタン	15
	バーレーン イエメン	エジプト リビア アルジェリア スーダン 南スーダン ナイジェリア チャド ガボン アンゴラ 赤道ギニア コートジボワール ガーナ コンゴ ギンボーク	マレーシア ブルネイ バブアニューギニア 東ティモール 中国 タイ インド パキスタン (バングラデシュ) フィリピン	ブラジル (ベネズエラ) コロンビア トリニダードトバゴ アルゼンチン	(ロシア) アゼルバイジャン ウズベキスタン トルクメニスタン	35
対象国 合計	9	14	14	8	5	50

\* ( ) は内外情勢によって適宜見直し

## II. 産油・産ガス国高度人材育成支援等事業（人材育成事業）

産油・産ガス国のニーズに応じ、石油産業のダウンストリーム部門における品質管理向上や製油所環境対策、自国民化の向上等に資する中核・幹部候補の人材育成に対して、幅広い協力を行うとともに日本についての理解を深めてもらうことにより、産油・産ガス国における我が国のプレゼンスの増大、産油・産ガス国との関係強化を達成し、我が国の石油・ガス安定供給の確保に資することを目的とし、以下に留意して実施する。

日本への石油資源主要供給国となっている中東産油国をはじめとして、石油供給ソースの多様化（中東産油国以外）、日本の石油関連企業のパートナーとしての実績（ベトナム、インドネシア等）、これからのパートナーとして有望なアジア（ミャンマー、カンボジア）、新たな供給源として期待される中南米（メキシコ等）地域等の要請に積極的に応える形で高度人材育成事業を実施する。

さらに、2013年5月、安倍総理とムハマド UAE 副大統領・ムハマドアブダビ皇太子による「日 UAE 共同声明」で表明された5年間でADNOCグループ職員250名の研修については、3年目としてプログラムの高度化を図るほか、中東の女性を対象にした環境、経営等の研修プログラムを実施する。

なお、こうした事業活動やその成果等を広報誌、ホームページ等で相手国及び国内等に広く周知を行う。

### 1. 産油・産ガス国高度人材育成事業

#### (1) 研修生受入事業

a) 各産油・産ガス国の経営管理者・スタッフの人材開発に対する協力をするため、複数国からの研修生によって構成されるレギュラーコース、各産油・産ガス国別の特定ニーズに対応するためのカスタマイズドコース、各産油・産ガス国からわが国企業への要請に基づき企業の協力を得て実施する企業協力コース等の各種研修コースを実施し、年間合計約 50 コース、約 480 名の研修生を受け入れる。トップ同士が議論しあってプライオリティを確認しつつ、事業対象国優先順位に応じて研修生及び実施案件を決定する。

レギュラーコースの内訳は戦略マーケティング、プロジェクト管理に係る3コース、人材、財務会計、物流4コース、環境、新エネ・省エネ3コース、安全管理、品質管理2コース、プロセス、メンテナンス（信頼性向上）9コース、計装制御3コースの計24コース、中東の女性のキャリア開発のための新規コース（マネージメント、能力開発）、ベトナム向け物流や財務関係、

サウジアラビア等プログラムフォーミュレーションコース等のカスタマイズドコースを8コース程度、企業協力コースは17コース程度の実施を目標とする。

また、研修内容は、石油精製技術のみならず、産油国からの強い要望に対応した上級管理者の育成と自国民化の向上に資する戦略マネジメント、日本の優れた経営管理、管理技術の知見の提供、環境問題・省エネルギーへの対応、安全・品質や石油産業の高付加価値化への対応等図れるものとする。

b) 研修教材開発

上記に必要な研修教材等を開発することにより、研修内容の更なる充実を図る。

(2) 専門家等派遣事業

a) 各産油・産ガス国の個別のニーズに対応するため、JCCP役職員や外部企業等の専門家を各国に派遣し、石油精製施設等の現場・現地において講義等を実施する。実施にあっては受入と同様にトップ同士が議論しあってプライオリティを確認しつつ、対象国の優先順位に応じて採択する。

本年度は、専門家延べ70名、年間20回程度実施する。

b) 研修教材開発

上記に必要な研修教材等を開発することにより、研修内容の更なる充実を図る。

(3) 研究者派遣・受入事業

わが国研究者の長期派遣及び、産油・産ガス国研究者の受入を行う事業を実施する。長期派遣では、わが国研究者をサウジアラビア KFUPM(キングファハド石油鉱物資源大学)に1名(3ヶ月程度)、クウェートの研究機関(クウェート科学研究所(KISR)およびクウェート国営石油会社(KNPC) R&T 部門)に1名(3ヶ月程度)派遣する。研究者受入では、サウジアラビア、UAE、クウェート、カタール等の中東、ベトナム、インドネシア等のアジアの石油会社、石油関連の研究機関や大学等から合計4名を国内大学又は研究機関へ受け入れる(1週間~1ヶ月半程度)。

### Ⅲ. 産油・産ガス国事業環境整備等事業

#### 1. 基盤整備事業

産油・産ガス国からの要請や必要に応じ、石油産業のダウンストリーム部門における精製施設の操業改善・高度化や環境対策等への対応能力向上に資する我が国の優れた技術に移転等することにより、我が国からの直接投資等の促進に資する事業環境基盤の整備を支援するとともに、産油・産ガス国における我が国の存在感の増大、各国との関係強化を達成して、我が国の石油・ガス安定供給の確保に資することを目的とし、以下に留意して実施する。

現地の政府機関又は国営石油会社など、産油・産ガス国組織(相手国のカウンターパート)の支援要請を受けて、各相手国カウンターパートと JCCP が協力してプロジェクトを形成し、我が国の国内石油会社・エンジニアリング会社等の参加を得て、製油所施設の操業改善・高度化・省エネルギーや、環境対策・技術開発等の課題について解決に取り組む。これを通じて、各国の石油・ガス関連産業の基盤整備に協力するとともに、各国の技術者に対して日本が有する先進技術・ノウハウの移転、伝承を行う。

事業は、テーマの探索(ファクトファインディング)、実現性の確認(フィジビリティスタディ)、共同プロジェクトの実施の三段階に分け、それぞれの段階で妥当性を確認しながら実施し、合わせてこうした事業活動の状況やその成果を広報誌等により相手国及び国内等に広く周知を図ることで、実施事業の効果を高める。

##### (1) 技術協力等基礎調査事業(第一段階：ファクトファインディング)

各産油・産ガス国の石油・ガス関連産業の環境基盤の整備に向け、現地出張によって精製設備等の顕在化している実態若しくは潜在的な状況の把握と、取り組むべき事業テーマ選定のための課題の抽出を行い、次の段階への移行実施の可否について検討をサウジアラビア、UAE、ベトナム等において7件実施する。

##### (2) 産業基盤整備支援化確認事業(第二段階：フィジビリティスタディ)

技術協力基礎調査等により実施・選定した事業テーマなどについて、事業の達成目標、対象範囲、組織体制およびスケジュール等を、JCCP(国により現地事務所を含む)と相手国カウンターパート、我が国企業等の三者が協力して、サウジアラビア、クウェート、オマーン、イラン、インドネシアおよびミャンマーの6ヶ国において合計9件の調査・検討を行う。

相手国の石油等関連産業の環境基盤整備の強化に資する共同事業としての実施可能性・実現性ととも、我が国企業が有する先端技術等の現地への移転等の可能性を加味し評価する。技術的・経済的な観点から実現可能な案件は次の段階（共同事業）へ移行する。

### （3）産業基盤整備共同事業（第三段階：基盤整備型プロジェクト）

産業基盤整備支援調査事業等の結果を踏まえて形成された事業のうち、相手国の石油等関連産業の環境基盤整備に資すると判断される案件は、JCCP と相手国カウンターパートとの間で共同事業実施契約（Memorandum of Agreement：MOA）等を締結し、サウジアラビア、UAE、クウェート、オマーン、カタール、イラク、ベトナム、インドネシア、エクアドルの計9ヶ国において、合計17件の共同事業を行う。

2～3年間程度の期間をかけてプロジェクト形式で事業を実施することで、相手国の石油等関連産業の課題を解決する。

## 2. 連携促進事業

産油・産ガス国の政府機関または国営石油会社などの組織（相手国カウンターパート）と我が国石油関連機関との間での人的ネットワークを構築・深化させるとともに、当センター各事業の総合的な成果発揮による基盤整備事業の確実かつ効果的な実施を支援することを目的に国際シンポジウム事業等を行う。実施に際しては、開催案内を始め、事業活動やその成果等についてもホームページ等により国内外に広く周知を行う。

### （1）国際シンポジウム事業

我が国が有する先進技術や研究の成果等を広く内外に知らしめるとともに、相手国の最新情報や状況を把握し関係者との共有を早期に図るとともに、JCCP 事業関係者との継続的な交流維持のために、国際シンポジウムを日本で開催する。開催に際しては、中東、アジア等の国営石油精製会社等の経営者等トップに講師等として呼び掛け、招へいが実現した折には、講演をはじめ、各関係機関のリーダー間による率直な意見交換の場を設ける。（約350名参加予定）

### （2）テーマ別合同セミナー等事業

産油・産ガス国の政府関係機関および国営石油会社、大学又は研究機関等とJCCP との間で、相手国が要請する特定のテーマに関する合同シンポジウム、

コンファレンス又はワークショップ(WS) (①日本サウジ合同シンポジウム=150名、②OPEC コンファレンス=160名、③低オクタンガソリンとエンジンのWS=80名) 及び、UAE・ADNOC-JCCP 合意による④女性キャリア開発友好委員会=50名と、⑤ネットワーク会議=70名、⑥中東ペトロテック展示会出展=200名程度を各関係国で開催する。ただし、③低オクタンガソリンとエンジンのWSと、④女性キャリア開発友好委員会は、それぞれ相手国カウンターパート (③はサウジ・アラムコ、④は UAE-ADNOC) の要望により東京で開催する。

なお、⑦日本クウェート合同シンポジウムは、次年度(平成28年度)は未開催とすることで、相手国と合意済みである。

### (3) ダウンストリーム動向調査

調査要請の強い国に応えるため、製油所の省エネ・安全性・環境対応等に関する現状及び技術協力等の可能性について現地調査を行うもの。今年度はイランを予定し、国営石油精製販売会社(NIORDC)の協力を得つつ、現地調査による課題抽出等や国内における情報分析・対応策等検討を行い、その結果を報告書にまとめる。

## V. 特定事業

産油国関係機関との友好関係の増進、今後のJCCP事業推進の基盤強化の観点から、下記に該当の事業があれば特定事業を活用して対応していく。

1. 主要産油国におけるJCCP関係政府機関・国営企業等が直接・間接に関与している学術教育・訓練事業。
2. 石油・ガスダウンストリーム部門を含む石油・ガス関連技術全般に関する国際交流事業。
3. 石油・ガスダウンストリーム部門を含む産油国との協力関係の増進に貢献することが期待されるわが国人材育成事業。
4. JCCPが行う補助事業に密接に関連し、連携して実施することで事業効果を高めることができる事業。

以上

平成28年度収支予算(案)

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	差異(A-B)
(収入の部)			
基本財産運用収入	10,000	13,750	-3,750
会費収入	45,500	47,000	-1,500
事業収入	2,917,398	3,190,785	-273,387
国庫補助金	1,987,432	2,090,000	-102,568
高度人材育成支援事業補助金収入	852,000	869,100	-17,100
事業環境整備事業補助金収入	1,135,432	1,220,900	-85,468
分担金収入	929,966	1,100,785	-170,819
高度人材育成支援事業分担金収入	0	0	0
基盤整備事業分担金収入	929,966	1,100,785	-170,819
雑収入	8,500	10,000	-1,500
特定事業積立金取崩収入	50,000	50,000	0
当期収入合計	3,031,398	3,311,535	-280,137
前期繰越収支差額	131,717	281,150	-149,433
収入合計	3,163,115	3,592,685	-429,570
(支出の部)			
産油国石油精製技術等対策事業費	2,917,398	3,190,785	-273,387
産油・産ガス国高度人材育成支援事業	852,000	869,100	-17,100
研修生受入事業費	712,410	725,736	-13,326
専門家等派遣事業費	92,562	91,512	1,050
研究者派遣・受入事業費	47,028	51,852	-4,824
産油・産ガス国事業環境整備等事業	2,065,398	2,321,685	-256,287
基盤整備事業費	1,914,779	2,204,211	-289,432
連携促進事業費	150,619	117,474	33,145
特定事業費	50,000	50,000	0
管理費	72,950	77,000	-4,050
人件費	54,500	58,000	-3,500
管理諸費	18,450	19,000	-550
支払利息	2,000	4,700	-2,700
当期支出合計	3,042,348	3,322,485	-280,137
当期収支差額	-10,950	-10,950	0
次期繰越収支差額	120,767	270,200	-149,433

注：国庫補助金については、公募に対しての応募金額を記載